

令和7年第1回区議会定例会

議案説明資料

※議案第 3 2 号については資料なし

(議案第 2 号)

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

<改正の趣旨>

このたび、刑法等の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる「拘禁刑」が創設されること等とされた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 11 件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第 1 条による杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
委員の守秘義務違反に係る罰則中懲役を拘禁刑に改める。(第 14 条)
- 2 第 2 条による杉並区個人情報の保護に関する条例の一部改正
職員等の守秘義務違反に係る罰則中懲役を拘禁刑に改める。(附則第 5 項及び第 6 項)
- 3 第 3 条による杉並区行政不服審査会条例の一部改正
前記 1 と同様の改正を行う。(第 10 条)
- 4 第 4 条による杉並区職員の分限に関する条例の一部改正
失職の例外に係る規定中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。(第 8 条)
- 5 第 5 条による杉並区職員の給与に関する条例の一部改正
期末手当の不支給等に係る規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。(第 29 条の 2 及び第 29 条の 3)
- 6 第 6 条による杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正
退職手当の支払の差止め等に係る規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(第 19 条から第 21 条まで及び第 23 条)
- 7 第 7 条による杉並区特別区税条例の一部改正
入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に係る罰則中懲役を拘禁刑に改める。
(第 67 条)
- 8 第 8 条による杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正
前記 1 と同様の改正を行う。(第 20 条)

- 9 第9条による杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正
プールの無許可経営等に係る罰則中懲役を拘禁刑に改める。(第10条)
- 10 第10条による杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
前記5と同様の改正を行う。(第28条及び第29条)
- 11 第11条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正
前記5と同様の改正を行う。(第30条及び第31条)
- 12 必要な経過措置を定める。(第12条から第19条まで)

<実施の時期>

令和7年6月1日

【問合せ先】

情報管理課	内線 1 7 4 1
総務課	内線 1 4 3 1
人事課	内線 1 5 1 1
課税課	内線 1 2 0 1
保健福祉部管理課	内線 3 0 7 1
生活衛生課	内線 4 5 2 2
庶務課	内線 1 6 0 1

(議案第3号)

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)の一部が改正され、スマートフォンのみで番号利用法上の本人確認を可能とする「カード代替電磁的記録」の仕組みが設けられたことに伴い、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例等で引用している番号利用法の条項が改められた。

また、番号利用法に基づき個人番号を利用できる事務に準ずる事務について、主務省令に規定することで個人番号を利用できることとされ、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」において個人番号を利用できる事務として定めている「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護に関する事務」についても、個人番号を利用できる事務として主務省令に定められたところである。

これらのこと等に伴い、個人番号を利用することができる事務等を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する3件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第1条による杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正
設置に係る規定で引用している番号利用法の条項を改める。(第1条)
- 2 第2条による杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
 - (1) 定義に係る規定で引用している番号利用法の条項を改める。(第2条)
 - (2) 個人番号を利用することができる事務から「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護に関する事務」等を削除するとともに、「子どもショートステイ事業の実施に係る保護者負担額の決定に関する事務」等のために外国人に対する生活保護法に準じて行う保護に関する特定個人情報を利用することができることとするほか、必要な規定の整備を行う。(別表第1から別表第3まで)
- 3 第3条による杉並区特別区税条例の一部改正
種別割の減免に係る規定で引用している番号利用法の条項を改める。

(第47条)

<実施の時期>

令和7年4月1日。ただし、前記2(2)のうち、個人番号を利用することができる事務から「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護に関する事務」を削除する部分等については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日(同年6月を予定)

【問合せ先】

情報管理課 内線 1 7 4 1

課税課 内線 1 2 0 1

(議案第4号)

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

地方公務員は、一部の者を除き、雇用保険法の適用がないが、退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間、失業しているときは、失業等給付額程度は保障する必要があることから、「杉並区職員の退職手当に関する条例」の規定により、その差額分を「失業者の退職手当」として支給することとしている。

このたび、雇用保険法の一部が改正され、失業等給付のうち、安定した職業以外の職業に早期再就職した場合に支給される就業手当が廃止することとされたほか、雇用機会が不足する地域に居住する者について、失業等給付の給付日数を延長する暫定措置の適用期限を2年延長することとされた。

このことに伴い、雇用保険法の改正に準じて、就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 失業者の退職手当として、雇用保険法に規定する就業促進手当の額に相当する金額を支給する対象を「安定した職業に就いた者」とすることとする。(第15条)
- 2 雇用機会が不足する地域に居住する者について、失業者の退職手当に係る給付日数を延長する暫定措置の適用期限を2年延長し、令和9年3月31日以前に退職した職員を対象とすることとする。(附則第21項)

<実施の時期等>

- 1 令和7年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

人事課 内線1511

(議案第 6 号)

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

<改正の趣旨>

このたび、住民基本台帳法等の一部が改正され、市町村長が住民票の記載等を行った場合に都道府県知事に通知することとされている当該住民票の記載等に係る本人確認情報等の内容に、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名を加えること等とされた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項に、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名を加えること等とする。(第 4 条)

<実施の時期等>

- 1 令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)

【問合せ先】

区民課 内線 1 1 0 1

(議案第7号)

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準について、厚生労働省令で定める基準に従うこと等により、条例で定めているところである。

地域包括支援センターには、常勤の保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等を配置することとされているところ、全国的に介護人材の確保が困難となっている現状を踏まえて、基準省令の一部が改正され、地域の実情に応じ、一定の場合には、柔軟な職員配置をすることができることとされた。

このことに伴い、基準省令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数について、杉並区介護保険運営協議会が地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数及び当該地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤の職員に代えて、常勤の職員の員数に相当する員数の職員を置くことができること等とする。(第3条及び第4条)

<実施の時期>

令和7年4月1日

【問合せ先】

高齢者在宅支援課 内線3231

(議案第 8 号)

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準について、厚生労働省令等で定める基準に従うこと等により、条例で定めているところである。

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による栄養士法の一部改正により、管理栄養士国家試験の受験資格としては、栄養士免許を取得することを要さないこととされたことを踏まえて、各基準省令等の一部が改正され、栄養士の配置を求めている事業等において、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置することができること等とされた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 2 件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第 1 条による杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正

指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所等が併設される場合の当該併設される事業所の従業者の配置の特例に係る規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士も対象となるよう規定の整備を行う。

(第 151 条)

2 第 2 条による杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

食事の提供の特例に係る規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士も対象となるよう規定の整備を行う。(第 16 条)

<実施の時期>

令和 7 年 4 月 1 日

【問合せ先】

介護保険課 内線 1 3 1 1

保育課 内線 1 3 7 1

(議案第9号)

杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、公衆浴場の衛生に係る事項等について、国が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を踏まえて、条例で定めているところである。

このたび、同指針の一部が改正され、浴槽水の水質基準等の項目について、「大腸菌群数」から、よりの確にふん便汚染を捉えることができる衛生微生物指標である「大腸菌数」に改められた。

このことに伴い、公衆浴場の浴槽水の水質基準を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

浴槽水の水質基準の項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改める。

(第4条)

<実施の時期>

令和7年4月1日

【問合せ先】

生活衛生課 内線4522

(議案第10号)

杉並区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、区が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について、政令で定める基準を参酌することにより、条例で定めているところである。

このたび、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」により、基準政令の一部が改正され、水道技術管理者の資格要件が改められた。

このことに伴い、基準政令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

水道技術管理者の資格は、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、履修科目にかかわらず、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者等とする。(第3条)

<実施の時期>

令和7年4月1日

【問合せ先】

生活衛生課 内線4522

(議案第 1 1 号)

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する
条例

<改正の趣旨>

このたび、子ども・子育て支援法の一部改正により、妊娠期の負担の軽減のため、「妊婦のための支援給付」が創設され、区市町村は、妊婦であることの認定後に5万円を、胎児の人数の届出の受理後にその人数に5万円を乗じて得た額を妊婦に支給することとされた。

また、保育所等に通っていない子どもへの支援を強化するため、「乳児等のための支援給付」が創設され、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもについて、その保護者が区市町村が確認した事業者が行う乳児等通園支援を利用したときは、区市町村が保護者に代わって当該支援に要した費用の一部について乳児等通園支援給付費を当該事業者に支払うこととされた。

そして、区市町村は、これらの支援給付に関し必要なときは、保護者、事業者等に対して報告を命じることができること等とされ、正当な理由なく当該報告を拒んだ者等に対して、条例で10万円以下の過料を科する規定を設けることができることとされた。

このことに伴い、乳児等のための支援給付等に関する報告等に係る過料を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

乳児等のための支援給付等に関する報告の命令等に対して、必要な報告をしない者、虚偽の報告をした者等は、10万円以下の過料に処することとする。(第2条)

<実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。ただし、妊婦のための支援給付に関する部分は、令和7年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

【問合せ先】

地域子育て支援課 内線 1 3 5 1
保育課 内線 1 3 7 1

(議案第 1 2 号)

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

< 制定の趣旨 >

このたび、児童福祉法の一部が改正され、保育所等に通っていない満 3 歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間まで保育所等において適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報の提供等を行う「乳児等通園支援事業」が創設され、区市町村が認可を行うこととされた。

そして、その設備及び運営について、内閣府令で定める基準を参酌すること等により、区市町村の条例で基準を定めることとされた。

このことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 趣旨及び定義 (第 1 条及び第 2 条)

2 最低基準の目的、最低基準の向上、乳児等通園支援事業者の責務及び一般原則 (第 3 条から第 6 条まで)

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする等とする。

3 非常災害対策、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認 (第 7 条から第 9 条まで)

乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならないこと等とする。

4 職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等並びに他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (第 10 条から第 12 条まで)

乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉

事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないこと等とする。

5 利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止（第13条及び第14条）

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと等とする。

6 衛生管理等及び食事（第15条及び第16条）

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと等とする。

7 運営規程及び帳簿の整備（第17条及び第18条）

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針等の乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこと等とする。

8 秘密保持等、苦情への対応、乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡（第19条から第22条まで）

乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと等とする。

9 乳児等通園支援事業の区分（第23条）

乳児等通園支援事業は、次のとおり区分することとする。

- (1) 一般型乳児等通園支援事業
- (2) 以外の乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所等において、利用児童数が利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内で行う乳児等通園支援事業をいう。

10 一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準（第24条及び第25条）

一般型乳児等通園支援事業所の設備は、規則で定める基準を満たさなければならないこととするほか、一般型乳児等通園支援事業所において、乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とすること等とする。

11 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準（第26条）

余裕活用型乳児等通園支援事業所は、当該余裕活用型乳児等通園支援事

業が行われる施設又は事業所について定められた設備及び職員の基準を満たさなければならないこととする。

1 2 電磁的記録（第 2 7 条）

記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。

1 3 委任（第 2 8 条）

<実施の時期>

令和 7 年 4 月 1 日

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 7 1

(議案第13号)

杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

< 制定の趣旨 >

このたび、建築物への再生可能エネルギー利用設備の導入促進のため、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正により、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設され、当該区域内において、建築士は、条例で定める用途に供する建築物の建築で、当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、建築主に対し、建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、書面を交付して説明しなければならないこと等とされた。

このことに伴い、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施し、作成したものである。

< 条例の概要 >

1 趣旨 (第1条)

2 建築士が説明を要する建築物の用途 (第2条)

建築士が説明を要する建築物の用途を、国宝、重要文化財等及び一定の応急仮設建築物等の建築物の用途以外のものとする。

3 建築士が説明を要する建築物の建築の規模 (第3条)

建築士が説明を要する建築物の建築の規模を、当該建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。

< 実施の時期 >

令和7年6月1日

【問合せ先】

建築課 内線3321

(議案第14号)

杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する
条例

<改正の趣旨>

区では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」において、区立公園における不特定多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する園路及び広場等の設置に関し、バリアフリー化のために必要な基準を定めているところである。

このたび、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(以下「政令」という。)の一部が改正され、劇場等の客席に係るバリアフリー基準が創設されたこと等に伴い、同条例で引用している政令の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

視覚障害者誘導用ブロックに係る規定で引用している政令の条項を改める。
(第3条)

<実施の時期>

令和7年6月1日

【問合せ先】

みどり公園課 内線3571

(議案第16号)

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

附属機関の構成員（以下「委員」という。）の報酬については、平成23年以降引き上げを行っていないところである。

このたび、社会経済情勢の変化及び他区との均衡等を考慮し、その額を引き上げることとした。

このことに伴い、委員の報酬を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

委員の報酬の額を引き上げる。（別表）

<実施の時期等>

- 1 令和7年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

【問合せ先】

人事課 内線1511

(議案第 17 号)

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

公衆電話所、自動販売機等の設置に係る使用料については、公園占用料の改定に合わせて改定しているところである。

このたび、令和 6 年に固定資産税評価額の評価替えが行われたことを踏まえ、公園占用料が改定されることから、公衆電話所等の使用料についても改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

公衆電話所等の使用料を改定する。(別表第 3)

<実施の時期等>

- 1 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)

【問合せ先】

経理課 内線 1531

(議案第18号)

杉並区役所庁舎整備基金条例

< 制定の趣旨 >

区は、区政経営改革推進基本方針における「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」において、老朽化が進んでいる庁舎の建替えを見据え、早期に基金を設置することとし、杉並区役所本庁舎改築等課題検討報告書において、建設工事費の最大想定額400億円のうち300億円を基金により対応する等の試算を行ったところである。

庁舎の整備は、他の区立施設の整備と比較しても多額の資金を要し、長期的な事業となることから、必要な財源を計画的に確保するため、既存の基金とは別に杉並区役所庁舎整備基金を設置し、管理することとした。

このことに伴い、杉並区役所庁舎整備基金を設置する必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

1 設置 (第1条)

区役所庁舎の整備資金に充てるため、杉並区役所庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 積立額 (第2条)

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

3 基金の管理等 (第3条から第6条まで)

基金の管理、運用益金の処理、繰替運用及び処分について定める。

4 委任 (第7条)

< 実施の時期 >

令和7年4月1日

【問合せ先】

経理課 内線1531

(議案第19号)

杉並区子どもの権利に関する条例

< 制定の趣旨 >

区では、子どもが権利の主体として尊重され、子どもが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、区民等と共に子どもの権利の保障に関する施策等を推進していくこととした。

このことに伴い、子どもの権利に関し必要な事項を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえるとともに、区民等の意見提出手続を実施し、作成したものである。

< 条例の概要 >

1 目的及び定義（第1条及び第2条）

2 基本理念（第3条）

子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならないこととする。

3 子どもの権利の保障（第4条）

全ての子どもは、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、育つ権利、意見を聴かれる権利、守られる権利及び個別の必要に応じて支援を受ける権利その他の権利を有するとともに、何人も、これらの権利を尊重しなければならないこととする。

4 暴力等の禁止等（第5条）

何人も、子どもに対して、暴力等をしてはならないこと等とする。

5 責務等（第6条から第10条まで）

区は、基本理念にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること等とする。

6 子どもの権利の保障に関する施策等（第11条から第18条まで）

子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証、相談体制の整備、暴力等の防止等のための措置、子どもの居場所の確保、子どもの意見表明等、子どもの権利に関する啓発活動及び支援、子ども等に対する支

援等並びに関係者相互の連携の確保について定める。

7 杉並区子どもの権利救済委員（第19条から第25条まで）

子どもの権利救済委員の設置、解嘱、責務、相談及び救済の申立て、調査及び調整、要請並びに活動状況の報告及び公表について定める。

8 委任（第26条）

<実施の時期等>

1 令和7年4月1日から施行する。ただし、上記7のうち、子どもの権利救済委員に対する相談及び救済の申立て等に関する部分については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日（同年11月を予定）から施行する。（附則第1項）

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項）

子どもの権利救済委員の報酬の額を定める。（別表）

【問合せ先】

子ども家庭部管理課 内線1801

(議案第20号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

建築士が設計を行った延べ面積が500平方メートル以下で階数が2以下の木造建築物については、これまで建築確認の際の構造関係規定等の一部の審査が省略されていたところ、このたび建築基準法の一部が改正され、延べ面積が200平方メートル以下の平屋のものを除き、構造関係規定等の審査を要することとされた。

また、住宅及び小規模な非住宅建築物については、これまで建築物エネルギー消費性能基準への適合を要しないこととされていたところ、このたび「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部が改正され、原則全ての建築物について、当該基準への適合が義務付けられること等とされた。

これらのこと等に伴い、住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 建築物の建築確認において、新たに構造関係規定等の審査を要することとされた500平方メートル以内の建築物の建築に関する確認申請手数料等の額を引き上げる。(別表第1の74の項、82の項、86の項、92の2の項、92の11の項及び92の15の項)
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料等について、一戸建ての住宅等に係る手数料等を定めること等とする。(別表第1の123の6の項、123の7の項及び123の8の2の項から123の10の項まで)
- 3 建築物の緑化率に関する制限に適合していることの証明書交付手数料に係る規定で引用している都市緑地法施行規則の条項を改める。(別表第1の127の3の項)

<実施の時期>

令和7年4月1日。ただし、前記3については、公布の日

【問合せ先】

建築課 内線 3 3 2 1

市街地整備課 内線 3 3 6 1

(議案第 2 1 号)

杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

道路占用料、公共溝渠使用料、公園施設使用料及び公園占用料等は、土地利用の対価的性格を有するものであることから、固定資産税評価額を基礎に算定し、その評価替えごとにこれらの額を改定しているところである。

前回の令和 3 年の改定から 3 年が経過し、令和 6 年に固定資産税評価額の評価替えが行われたことを踏まえ、受益者負担の適正化を図ることとした。

このことに伴い、道路占用料等を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 3 件の条例を条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第 1 条による杉並区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部改正
道路占用料を改定する。(別表)
- 2 第 2 条による杉並区公共溝渠条例の一部改正
公共溝渠使用料を「379円」から「398円」に改定する。(第 9 条)
- 3 第 3 条による杉並区立公園条例の一部改正
公園施設使用料及び公園占用料等を改定する。(別表第 2、別表第 3 及び別表第 5)

<実施の時期等>

- 1 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項から第 4 項まで)

【問合せ先】

土木管理課 内線 3 4 0 1

みどり公園課 内線 3 5 7 1

(議案第 2 2 号)

杉並区いじめの防止等に関する条例

< 制定の趣旨 >

区では、全ての子どもが安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとした。

このことに伴い、いじめの防止等のための対策に関し、必要な事項を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施し、作成したものである。

< 条例の概要 >

1 目的及び定義 (第 1 条及び第 2 条)

2 基本理念 (第 3 条)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこと等とする。

3 いじめの禁止等 (第 4 条)

児童生徒は、いじめを行ってはならないこと等とする。

4 責務等 (第 5 条から第 9 条まで)

区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務、区民等及び関係機関の役割を定める。

5 財政上の措置等 (第 10 条)

区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

6 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等 (第 11 条から第 13 条まで)

区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を定めること等とする。

7 杉並区いじめ問題対策委員会 (第 14 条から第 21 条まで)

杉並区いじめ問題対策委員会を設置し、その所掌事項、組織、会長、会議、部会、委員等の除斥及び守秘義務等について定める。

8 学校いじめ対策委員会（第22条）

区立学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を置くものとする。

9 いじめの防止等に関する措置（第23条から第27条まで）

いじめの防止のための措置、いじめの早期発見のための措置、いじめに対する措置、区立学校以外の学校への協力要請及び啓発活動について定める。

10 重大事態への対処（第28条）

区立学校は、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を区長に報告するとともに、教育委員会は、対策委員会に事実関係を明確にするための調査を行わせること等とする。

11 杉並区いじめ問題調査委員会（第29条から第32条まで）

杉並区いじめ問題調査委員会を設置し、その所掌事項、組織及び会議の非公開等について定める。

12 再発防止のための措置（第33条）

区長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

13 委任（第34条）

<実施の時期等>

1 令和7年4月1日から施行する。（附則第1項）

2 杉並区いじめ問題対策委員会条例は、廃止する。（附則第2項）

3 必要な経過措置を定める。（附則第3項から第5項まで）

4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第6項）

いじめ問題調査委員会の委員及びいじめ問題対策委員会の専門調査員の報酬の額を定める。（別表）

【問合せ先】

庶務課	内線 1 6 0 1
済美教育センター	内線 4 7 2 2
総務課	内線 1 4 3 1

(議案第23号)

図書（令和7年度中学校教師用指導書）の買入れについて

件名	図書（令和7年度中学校教師用指導書）の買入れについて
契約の方法	随意契約
契約の相手方	新宿区百人町一丁目22番20号 東京都第一教科書供給株式会社 代表取締役 竹内 基雄
契約の金額	65,239,900円
契約の目的	教師が指導教材として使用する教師用指導書を杉並区立中学校で使用する教科書の供給会社から購入する。
履行概要	区立中学校における教師用指導書の買入れ 指導書 種類 16種目 数量 857冊
仮契約日	令和7年1月8日
納入期限	契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

【問合せ先】

経理課 内線1531

庶務課 内線1601

(議案第24号～27号)

令和6年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、緊急を要する経費や新たな事情の変化に伴う経費を計上するとともに、今年度の清算的要素を含む事業について計上するものです。

1. 議案第24号 令和6年度杉並区一般会計補正予算(第10号)

【概要】

補正事業 112事業 (増額23事業、減額83事業、増額・減額共6事業)
2,297,592千円

財源更正 13事業

【主な歳出予算】

○施設整備基金積立金 1,024,093千円
○財政調整基金積立金 2,754,907千円
○国民健康保険事業会計繰出金 323,192千円
○障害者自立支援サービス 1,035,269千円
○私立認可保育所 1,004,596千円

【主な歳入予算】

○特別区税 1,536,987千円
○特別区財政交付金 2,800,000千円
○国庫支出金 204,130千円
○都支出金 △ 1,100,890千円
○繰入金 739,277千円
○特別区債 △ 1,987,000千円

【繰越明許費】

○追加

(単位：千円)

No.	款	項	事業名	金額
1	総務費	政策経営費	情報システムの運営	8,351
2	総務費	政策経営費	区施設の改修・改良工事	16,700
3	総務費	政策経営費	防災施設整備	5,300
4	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	9,459
5	保健福祉費	児童福祉費	区立児童相談所の整備	2,837
6	都市整備費	都市計画費	耐震化の促進	62,886
7	都市整備費	土木建設費	道路の路面改良	35,200
8	都市整備費	土木建設費	都市計画道路の整備 (補助第221号線)	3,546
9	都市整備費	土木建設費	橋梁の長寿命化と補強・改良	54,160
10	都市整備費	緑化費	遊び場の維持管理	7,848
11	都市整備費	緑化費	公園等の整備	265,142
12	都市整備費	緑化費	公園のリニューアル	122,253
13	教育費	小学校費	小学校の長寿命化改修	20,800
14	教育費	中学校費	中学校の施設整備	36,000

【債務負担行為】

○追加

(単位：千円)

No.	事項	期間	限度額
1	指定管理者制度による杉並芸術会館の管理運営	令和7年度まで	44,000
2	指定管理者制度による西荻南区民集会所の管理運営	令和7年度まで	4,000
3	公園等の整備（下高井戸おおぞら公園整備工事）	令和8年度まで	—

○変更

(単位：千円)

No.	事項	期間	限度額
1	区立児童相談所の整備（整備工事）	令和8年度まで	2,130,000
	↓		
	区立児童相談所の整備（整備工事）	令和8年度まで	2,262,000
No.	事項	期間	限度額
2	橋梁の長寿命化と補強・改良 <small>（番屋橋整備工事に係る建設負担金）</small>	令和8年度まで	83,000
	↓		
	橋梁の長寿命化と補強・改良 <small>（番屋橋整備工事に係る建設負担金）</small>	令和9年度まで	105,000

2. 議案第25号 令和6年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）**【概要】**

補正事業	8事業（増額4事業、減額4事業）	330,194千円
財源更正	5事業	

【主な歳出予算】

○保険給付費等交付金償還金	418,903千円
○特定健康診査・特定保健指導事業	△84,000千円

【主な歳入予算】

○国民健康保険料	△704,560千円
○繰越金	622,222千円
○繰入金	371,226千円

3. 議案第26号 令和6年度杉並区介護保険事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業	5事業（増額5事業）	2,304,956千円
財源更正	1事業	

【主な歳出予算】

○介護保険給付費準備基金の積立	1,086,977千円
○一般会計繰出金	672,532千円

【主な歳入予算】

○繰越金	2,169,912千円
○支払基金交付金	60,880千円

4. 議案第27号 令和6年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）**【概要】**

補正事業	6事業（増額5事業、減額1事業）	301,207千円
財源更正	1事業	

【主な歳出予算】

○一般会計繰出金	156,745千円
○広域連合分賦金	128,011千円

【主な歳入予算】

○後期高齢者医療保険料	239,889千円
○繰越金	137,038千円

令和7年度杉並区各会計当初予算

1. 議案第28号 令和7年度杉並区一般会計予算

【予算規模】245,603,000千円(前年度比 22,711,000千円、10.2%増)

【歳入歳出総括】

○歳入

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 特別区税	74,939,591	5,686,982	108.2%
2 地方譲与税	793,000	△ 45,000	94.6%
3 利子割交付金	850,000	600,000	340.0%
4 配当割交付金	2,070,000	560,000	137.1%
5 株式等譲渡所得割交付金	2,520,000	960,000	161.5%
6 地方消費税交付金	14,850,000	1,050,000	107.6%
7 自動車税環境性能割交付金	300,000	70,000	130.4%
8 地方特例交付金	290,000	△ 2,603,582	10.0%
9 特別区財政交付金	55,650,000	3,100,000	105.9%
10 交通安全対策特別交付金	40,000	0	100.0%
11 分担金及び負担金	2,347,643	△ 67,638	97.2%
12 使用料及び手数料	3,948,614	139,834	103.7%
13 国庫支出金	42,874,056	5,696,935	115.3%
14 都支出金	25,421,144	4,048,924	118.9%
15 財産収入	1,112,714	395,842	155.2%
16 寄附金	33,878	2,135	106.7%
17 繰入金	6,543,210	1,656,051	133.9%
18 繰越金	2,500,000	0	100.0%
19 諸収入	3,131,150	177,517	106.0%
20 特別区債	5,388,000	1,283,000	131.3%
合計	245,603,000	22,711,000	110.2%

○歳出

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 議会費	828,256	12,349	101.5%
2 総務費	13,463,736	5,177,188	162.5%
3 生活経済費	10,378,306	1,882,103	122.2%
4 保健福祉費	119,850,360	7,414,859	106.6%
5 都市整備費	15,865,662	90,926	100.6%
6 環境清掃費	8,288,072	414,198	105.3%
7 教育費	32,868,719	8,061,971	132.5%
8 職員費	41,814,196	854,525	102.1%
9 公債費	1,945,691	△ 1,197,119	61.9%
10 諸支出金	2	0	100.0%
11 予備費	300,000	0	100.0%
合計	245,603,000	22,711,000	110.2%

【債務負担行為】 25事項 2,810,000千円

【地方債】 4事業 5,388,000千円

『基本構想に掲げる8つの分野における主な施策』

【防災・防犯】分野／みんなで作る、災害に強く、犯罪を生まないまち

○耐震化・不燃化促進、狭あい道路拡幅整備・突出電柱の移設促進	2,412,568 千円
○防災まちづくり ～令和8年度以降の施策立案に向けた（仮称）不燃化会議の開催～ ～方南一丁目地区において3D都市モデル（P L A T E A U）を活用し、 VRを用いた避難体験シミュレーション実施～	13,300 千円
○総合的な水害対策 ～雨水流出抑制対策事業・東京都との連携強化～ ～グリーンインフラを活用した水害対策の見える化、 体験型のワークショップ実施、雨庭の整備・効果測定～ ～「IMAGINUS」と連携した体験型ワークショップ開催 ・区民との協働によるグリーンインフラの推進検討～	653,638 千円
○災害備蓄品の充実・防災施設整備 ～3日分の食料備蓄完了・避難所生活の長期化に備えた 物品の拡充・災害拠点施設の防災機能強化～	163,119 千円
○防災・防犯用品カタログギフトの配付、感震ブレーカーの設置促進	1,361,993 千円
○街角防犯カメラ・公園防犯カメラの追加設置	942 千円

【まちづくり・地域産業】分野／多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

○鉄道連続立体交差化の着実な推進	180,385 千円
○都市計画道路周辺まちづくり「（仮称）デザイン会議」の開催 ～西荻窪地域・高円寺地域・南阿佐ヶ谷地域～	40,664 千円
○グリーンスローモビリティの運行 ～荻窪三庭園を含む荻窪駅南側地域における区民や来街者の回遊性を向上～	35,000 千円
○新たなモビリティサービスの実証実験・実証運行 ～杉並区産Ma a S「ちかくも」の実証実験・AIオンデマンド交通の実証運行～	25,960 千円
○家賃助成制度等による居住支援 ～住宅に困窮する低額所得者を対象とした家賃及び転居費用助成 ・セーフティネット住宅の登録促進～	33,140 千円
○アニメーションミュージアム開館20周年	2,089 千円

【環境・みどり】分野／気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

○ゼロカーボンシティ機運醸成 ～ユース（中高生世代）を対象とした気候変動対策に 関するワークショップ開催・「杉並エコマップ」作成～	7,334 千円
○太陽光発電システムの導入や省エネルギー対策等助成の拡充	227,628 千円
○再生可能エネルギー電力を活用した「コンテナ型公衆喫煙場所」の整備	36,755 千円
○粗大ごみ受付手続、ごみの収集運搬業務のデジタル化推進 ～粗大ごみ処理手数料の電子決済サービス導入・収集運搬業務のデジタル化～	12,328 千円
○公園等の整備 ～荻外荘公園展示棟の整備～ ～すぎはち公園の整備～ ～下高井戸おおぞら公園の拡張整備～ ～いこいの森の整備（高円寺南五丁目の屋敷林）～	683,950 千円
○公園のリニューアル ～トイレの適正配置・洋式化の推進～	13,900 千円

【健康・医療】分野／「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

○ライフステージに応じた健康づくりの推進 ～総合的な健康づくり支援を目的とした健康アプリの導入～ ～女性の健康相談の充実～	28,585 千円
○地域医療体制の更なる充実 ～ICT（タブレット端末）を活用した災害時の保健医療活動体制整備～ ～小児救急医療体制の確保支援を開始～	33,767 千円

【福祉・地域共生】分野／すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

○ジェンダー平等推進に向けた取組 ～杉並区ジェンダー平等に関する審議会～	1,370 千円
○ひきこもり支援推進事業開始 ～専門相談窓口の開設・居場所づくり事業の実施など～	19,118 千円
○子どもの学習等支援事業の拡充 ～区内3か所に拡充～	23,614 千円
○区内介護事業所等における介護人材の定着・育成支援 ～認知症介護基礎研修受講料の助成・ 介護職員初任者研修及び実務者研修受講料助成の拡充～	13,394 千円
○訪問系障害福祉サービス事業所の人材確保支援 ～業務として資格を取得する際の費用又は指導者とともに 業務にあたる際の人件費への助成制度の創設～	3,602 千円
○障害児の中学生以降の放課後等居場所事業のモデル実施に向けた準備	9,032 千円

【子ども】分野／すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

○子どもの権利擁護 ～「（仮称）子どもの権利救済委員」の設置～ ～「子どもワークショップ」の開催～	8,309 千円
○子ども食堂支援 ～子ども食堂事業運営費助成～ ～子ども食堂立ち上げ設備整備費助成～	14,200 千円
○児童虐待の未然防止・重篤化の防止 ～専門相談「子どものこころの相談」「家族相談」の充実～ ～要支援家庭を対象とした事業の充実～	68,470 千円
○社会的養護自立支援拠点事業の実施に向けた準備	240 千円
○「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組 ～放課後等居場所事業の全校実施に向けた段階的な拡充～ ～中・高校生機能優先児童館の整備に向けた検討～ ～乳幼児の居場所機能の充実～	578,771 千円
○産前・産後支援の充実 ～産後ケア事業の利便性の向上～ ～バースデーサポート事業の充実～ ～産前・産後支援ヘルパー事業の利便性の向上～	419,681 千円

【学び】分野／共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

○学校のICT環境の整備・向上 ～1人1台専用タブレット端末の計画的な更新・区立学校ネットワークの再構築～	778,019 千円
○教育の質の向上・体制の拡充 ～授業の質の向上・教員の負担軽減～	423,206 千円
○「拠点校方式による合同部活動」の実施 ～高円寺学園・杉森中学校・高南中学校3校の運動部活動～	51,583 千円
○朝の居場所活動の実施 ～新規に学校支援本部等が2校で実施～	2,919 千円
○いじめ対策の充実 ～「(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例」普及啓発・ 「いじめに関する授業」「研修」の充実・いじめ重大事態への対処～	20,098 千円
○学校改築 ～中瀬中・富士見丘中・神明中の改築～ ～杉並第二小の環境整備～ ～杉並第一小の基本・実施設計、西宮中・天沼中の基本設計～	8,945,974 千円
○学校の長寿命化改修 ～築40年 久我山小・杉並第十小～ ～築20年 堀之内小・井荻中・泉南中・高井戸中～ ～築60年 桃井第三小・松ノ木中・大宮中・東田中～	2,545,322 千円
○コミュニティふらっとの整備 ～(仮称)コミュニティふらっと上荻窪の設計～ ～(仮称)コミュニティふらっと宮前の設計～	18,077 千円

【文化・スポーツ】分野／文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

○平和への想いを世代を超えてつなぐ取組 ～「戦後80年事業」の実施～ ～平和学習中学生派遣事業の実施(長崎)～	9,187 千円
○障害者が気軽にスポーツに親しむユニバーサルタイムの拡大 ～新たに永福体育館で実施～	6,044 千円
○学校施設を活用した地域スポーツ振興事業	1,247 千円
○多文化共生基本方針に基づく取組 ～普及啓発・コミュニケーション支援～	14,826 千円

2. 議案第29～31号 令和7年度杉並区各特別会計予算 (国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計)

(単位：千円)

会 計	予 算 額	対前年度比	
国民健康保険事業会計	52,119,478	△1,371,878	97.4%
介護保険事業会計	46,040,136	1,814,502	104.1%
後期高齢者医療事業会計	16,241,424	402,036	102.5%